

日行連発第 1178 号
令和 3 年 11 月 24 日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経營業務部
部長 水野 晴夫

建設特定技能受入計画オンライン申請の委任状のご案内

平素より本会の運営にご理解ご協力いただきありがとうございます。

建設分野における在留資格「特定技能」は、国土交通省の外国人就労管理システムによる建設特定技能受入計画の新規申請、受入報告、変更申請・変更届出(以下「申請等」という。)をオンラインにて行っていただく必要があります。

代理人による申請等の際、委任者の意思が確認できる内容の委任状であれば自由書式となっていますが、委任の範囲が不明確、行政書士登録番号の不記載、申請事務担当者が不明などオンライン申請の代理人として認められない申請等事例が発生しております。

このため、今般、国土交通省と協議し、推奨する委任状を作成いたしましたので、ご案内させていただきます。

なお、本件は、会員専用サイト「連 con」及び月刊日本行政 12 月号 (No.589) にも掲載いたしますので、併せて貴会会員へご周知のほどよろしくお願いいたします。

< 「連 con」掲載場所 >

HOME > 業務関連情報 > 国際部門 > 建設特定技能受入計画オンライン申請の委任状のご案内

以上

記載例(個人事務所の場合)

見本

行政書士記入欄

事件簿受託番号

2021TOKUTEIXXX

委任状

受任者の事件簿受託番号を照合管理できるように記載(任意)。

受任者

所在地：(〒100-XXXX) 東京都〇〇区△△町2丁目3番1号□□ビル203号室

電話番号：03-9876-5432

代理人氏名：行政書士〇〇法務事務所 山田太郎(行政書士登録番号：第03000100号)

(事務所名称又は法人名称+代表行政書士氏名+行政書士登録番号)

担当氏名：海田良子 代表者が担当する場合も省略せず記載。

(注)個人事務所の場合：事務所代表者の事務所を行政書士証票と同一に記載すること。

行政書士法人の場合：法人代表者の事務所(当該事務所が従たる事務所である場合にはその旨)を行政書士証票と同一に記載すること。

上記の者を代理人と定め、下記の事項について委任します。

記

建設特定技能受入計画のオンライン申請等について

- 新規申請に関する次の事項
- 変更申請に関する次の事項
- 変更届出に関する次の事項

申請・届出の複数委任は認められません。

(注) 上記いずれか一つに選択すること。複数選択は、委任事項が不明確となるため不可。

- 建設特定技能受入計画の申請又は届出に必要な書類の作成及び収集
- 外国人就労管理システムへの入力及び当該システムを利用した代理申請
(「適正な就労管理及び労働環境の確保に関する事項の宣誓については、宣誓内容を精読し、受入企業に説明してその同意を得た上で、この同意宣誓の代理含む)
- 申請内容の差し戻しによる補正及び追加資料
- 審査庁との渉外調整(申請内容等に関する照会)
- 申請の取り下げ及び再申請
- 建設特定技能受入計画認定証の受領に関する件

新規申請の場合、委任者から誓約内容の理解同意を得ることは極めて重要です。

(注) 上記該当する箇所に選択すること。複数選択可

以上

西暦 2021年 10月 1日

委任日は各申請・届出の日から3ヶ月以内を推奨します。

委任者

住所又は所在地：(〒123-0000) 東京都〇〇区△△町5丁目4番2号土木ビル

氏名又は法人名称：株式会社〇〇建設(電話番号：03-3456-7890)

役職・代表者名：代表取締役 山本建太

代表印

法務局届出の代表印と同一のものを推奨します。

見本

行政書士記入欄	事件簿受託番号 2021TOKUTEIXXX
---------	---------------------------

委任状

受任者の事件簿受託番号を照合管理できるよう記載(任意)。

受任者

所在地：(〒100-0000) 東京都〇〇区△△町1丁目2番3号□□ビル5階

電話番号：03-6543-3210

代理人氏名：行政書士法人〇〇事務所 代表社員 行政太郎 (登録番号：第 05000123 号)

(法人名称又は事務所名称+代表行政書士氏名+行政書士登録番号)

担当者氏名：法務良 **代表者が担当する場合も省略せず記載。**

(注) 個人事務所の場合:事務所代表者の事務所を行政書士証票と同一に記載すること。

行政書士法人の場合:法人代表者の事務所(当該事務所が従たる事務所である場合にはその旨)を行政書士証票と同一に記載すること。

上記の者を代理人と定め、下記の事項について委任します。

記

建設特定技能受入計画のオンライン申請等について

- 新規申請に関する次の事項
- 変更申請に関する次の事項
- 変更届出に関する次の事項

申請・届出の複数委任は認められません。

(注) 上記いずれか一つに選択すること。複数選択は、委任事項が不明確となるため不可。

- 建設特定技能受入計画の申請又は届出に必要な書類の作成及び収集
- 外国人就労管理システムへの入力及び当該システムを利用した代理申請
(「適正な就労管理及び労働環境の確保に関する事項の宣誓については、**宣誓内容を精読し、受入企業に説明してその同意を得た上で**、この同意宣誓の代理含む)
- 申請内容の差し戻しによる補正及び追加資料
- 審査庁との渉外調整 (申請内容等に関する照会)
- 申請の取り下げ及び再申請
- 建設特定技能受入計画認定証の受領に関する件

新規申請の場合、委任者から誓約内容の理解同意を得ることは極めて重要です。

(注) 上記該当する箇所に選択すること。複数選択可

以上

西暦 2021年 10月 1日

委任日は各申請・届出の日から3ヶ月以内を推奨します。

委任者

住所又は所在地：(〒123-0000) 東京都〇〇区△△町5丁目4番2号土木ビル

氏名又は法人名称：株式会社〇〇建設 (電話番号: 03-3456-7890)

役職・代表者名：代表取締役 山本建太



法務局届出の代表印と同一のものを推奨します。